

1月15日山下市議裁判に来られたみなさまへ（当日資料）

1 今日の裁判は

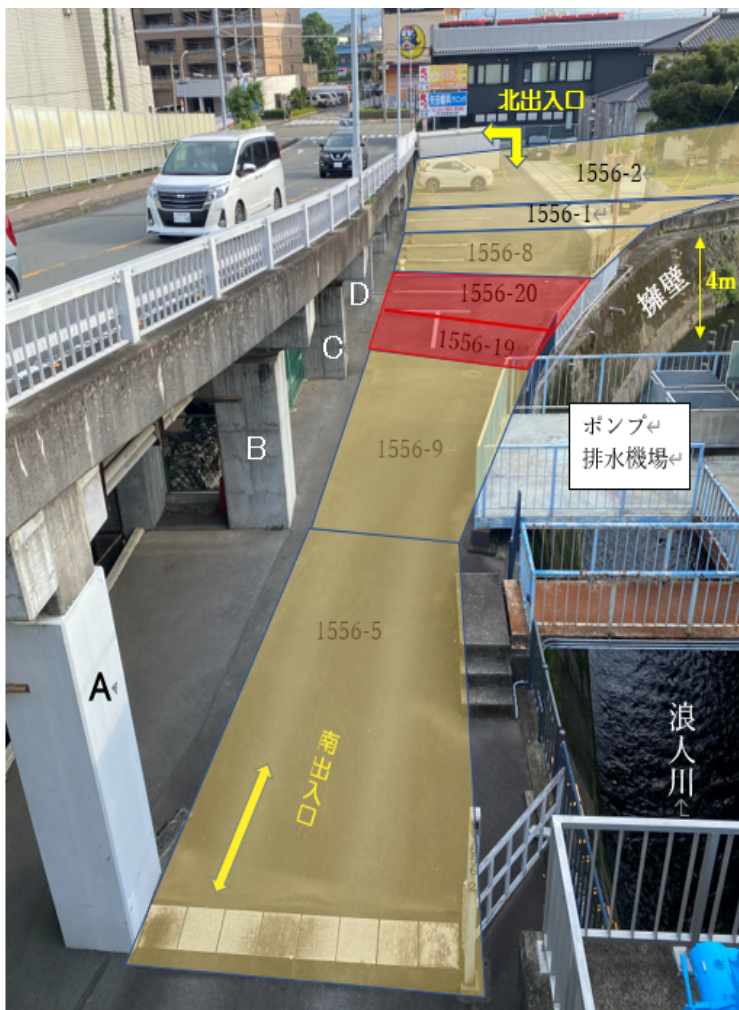
沼津市が書面を裁判所に出します（市の「第4準備書面」と「証拠甲19-25号」）。

市の準備書面は都合の悪い論点は無視し、相変わらず本件土地と橋脚下の土地を混同した主張を繰り返しています。裁判官はこれにどう反応するか注目です。沼津市の主張に対する山下市議側の反論の書面の提出を求めて、今日の裁判は終わると思われま

す。裁判終了後、弁護士会館で報告集会をおこないます。ぜひご参加ください。

2 沼津市は悪質な主張！隠し撮り録音を出して、山下市議の主張を捻じ曲げた！

（1）市議会副議長の録音（2022年9月9日）に加え、議長室面談の録音（同年9月20日）を出してきて、山下市議は本件土地が市のものであることを知っていたとウソをつきはじめました。2022年8月に他の議員に送られた投書は黒瀬橋の下に置かれた薪やかヌーを問題にしたものであって、本件土地の問題ではありません。この件は解決済みです。



* 「官地として残っている」とは黒瀬橋の下の市道の土地です。

* 「土地を交換しないか」とは、写真の1556-5、9の土地のことで消防車も通れないので、持ちかけられたもの。

* ポンプ排水機場（国の施設）のごみの処理は沼津市の仕事で市は困っている。

* 本件土地(1556-19、20)が市の登記のままであることは9月20日の4時ごろ市が測量してわかり、山下家に伝えられました。山下市議は、黒瀬橋拡幅の時にその土地を取得したとの認識で弁護士に相談。

(2) 沼津市は、本件土地(1556-19, 20)が登記上は市の土地であると山下市議の夫に初めて伝えたのは、この2022年9月20日午後15時55分以降と説明しています。議員(副議長、議長)らとの会話での9月9日、9月20日午前ではないことは、市の書面でも明らかなのです。

では、いつ沼津市は知ったのか？

「うちで持っているという把握は申し訳ないけどしていません」、「測ってはっきりした位置がわかった」と、また黒瀬橋の下の道路も重要と認識していなかったと、この時初めて述べています(2022年10月11日、議員全体会議)。沼津市はこの認識を裁判ではまだ明らかにしていません！

(3) 沼津市は本件土地(1556-19, 20)を車が通れる公衆用道路と主張しています。どこから車を入れることができるのでしょうか？黒瀬橋の柱に阻まれ、沼津警察署の側からも入れません！全く事実と反しています。

(4) 沼津市が裁判の主体(原告)ですが、沼津市議会は裁判の主体ではありません。議員(副議長や議長など)がなぜ間違った認識を裁判で主張してくるのでしょうか？次回、答えてもらいましょう。

「議員全体会議」は正式な会議ではなく、当時の翌年の市議選の前に政敵である山下市議をおとしめるための会議でした。しかも、発端となった「投書」は、山下家の敷地の中に不法に侵入し写真を撮る不当なものでした。不法な侵入でした。

3 下水枘を山下家敷地内に設置したのは、業者が間違えたと沼津市は主張！

沼津市は下水枘の設置を間違えていないが、業者が間違えた、誤認と責任転嫁しています。何という無責任さでしょうか。

同じことは、第1次の黒瀬橋拡幅工事の時に、沼津市が土地登記をさぼって12年後に行っていた問題では、「長期にわたって怠る状態が、常態化しているわけではない」と、無責任な言い訳で逃げています。

4 むすび

沼津市は、あれこれ言い訳を並べるのではなく、事実に基づいてお互いに話し合い、公正な解決をはかるべきです。次回、山下市議側の主張を出しますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

山下市議の土地問題の議会審議で江本市議に懲罰処分が科せられましたが、沼津市議会のその処分は誤りであったと、県知事による明確な判断が下されました(昨年8月)。沼津市議会の誤りが認められたことは非常に良いことです。次は、山下市議の正義が実現できるように、みなさんのご支援を仰ぎ共にごがんばりましょう。

発行：地方自治に民主主義を求める会